

日医発第918号(保198)  
平成20年12月15日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

### オウム真理教犯罪被害者救済法の施行について

地下鉄サリン事件等のオウム真理教による犯罪行為により被害に遭われた方又はその遺族に対して、国から給付金を支給することを内容とした「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)」が、本年12月18日より施行されることとなり、警察庁より本職に対し、医療機関における対応等につき周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

本制度は、地下鉄サリン事件(平成7年3月)、松本サリン事件(平成6年6月)、弁護士及びその妻子の殺人事件(平成元年11月)、サリンを使用した弁護士殺人未遂事件(平成6年5月)、VXを使用した殺人未遂事件(平成6年12月、平成7年1月)、VXを使用した殺人事件(平成6年12月)、公証人役場事務長逮捕監禁致死事件(平成7年2月)において、被害に遭われ亡くなられた方の遺族、障害(負傷又は疾病について現に治療を行っているか否かを問わず、その症状が固定したときにおける身体上の障害)が残った方及び傷病(負傷又は疾病にかかる身体の被害であって、その通院加療の期間が1日以上であったもの)を負った方等の申請により、その被害の類型に応じて給付金が支給されるものであります。

当該給付金の申請においては、医師の診断書が必要となる場合の他、都道府県公安委員会より、裁定を行うため申請者に医師の診断を受けさせる場合があること、医療機関に対し申請者に関する必要な事項の報告を求める場合があります。その他、医療機関における具体的な対応につきましては、添付資料の警察庁作成「オウム真理教犯罪被害者給付金に関する医療機関へのお知らせ」をご参照ください。

なお、各医療機関において、地下鉄サリン事件及び松本サリン事件の被害者として把握している方のカルテを保存している場合には、都道府県公安委員会からカルテ記載事項に関する照会が行われる場合や申請者本人からカルテの開示を請求することもあると思われるので、可能であれば当該カルテを引き続き保存していただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

#### <添付資料>

オウム真理教犯罪被害者救済法の施行に伴う医療機関へのお知らせ

(平20.12.4 警察庁丁給厚発第374号 警察庁長官官房給与厚生課長)



警察庁丁給厚発第374号  
平成20年12月4日

社団法人日本医師会会長 殿

警察庁長官官房給与厚生課長



オウム真理教犯罪被害者救済法の施行に伴う医療機関へのお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

犯罪被害者支援に係る施策につきましては、平素から多大なる御理解、御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、本年6月11日、地下鉄サリン事件等のオウム真理教による犯罪行為により被害に遭われた方又はその遺族に対して国から給付金を支給することを内容とした、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）が議員立法として成立し、同年12月18日より施行されることとなりました。

この制度を適切に運用していくためには、貴会をはじめ医療機関に携わる方々の御理解、御協力をいただくことが肝要でありますので、別添「オウム真理教犯罪被害者等給付金に関する医療機関へのお知らせ」につき、各都道府県の医師会を通じて各医療機関に対して、可能な限り周知していただけますようお願い申し上げます。

諸事御多用の折、御手数をおかけしますが、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、皆様の御健勝、御多幸を心よりお祈り申し上げます。

敬具

## オウム真理教犯罪被害者給付金に関する医療機関へのお知らせ

### 第1 はじめに

平成20年6月11日、オウム真理教による一定の犯罪行為により被害に遭われた方又はそのご遺族に対して国から給付金を支給することを内容とした、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号。以下「法」という）が議員立法として成立し、同年12月18日より施行されることとなりました。

その趣旨等については第2のとおりですので、その内容につきご確認いただくとともに、本給付金の迅速な支給に資するため、第3につきご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 第2 オウム真理教犯罪被害者等給付金の概要

#### 1 趣旨

この給付金は、

- 地下鉄サリン事件等の無差別大量の殺傷行為が悪質重大なテロリズムであり、これにより不特定多数の方が被った惨禍が未曾有のものであること
- 教団に立ち向かった方やその家族が、教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犠牲となっていること

等を踏まえ、国において被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにすることにかんがみ、オウム真理教による犯罪行為の被害者等に対して国から支給されるものです（法第1条）。

#### 2 給付金の支給対象者

この給付金は、オウム真理教による次の対象犯罪行為により、亡くなられた方のご遺族、障害が残った方及び傷病を負った方に支給されます。また、障害が残った方又は傷病を負った方が既に亡くなられている場合、そのご遺族に支給されます（法第2条第1項）。

##### 《対象犯罪行為》

- 地下鉄サリン事件（平成7年3月20日発生）
- 松本サリン事件（平成6年6月27日・28日発生）
- 弁護士及びその妻子の殺人事件（平成元年11月4日発生）
- サリンを使用した弁護士殺人未遂事件（平成6年5月9日発生）
- VXを使用した殺人未遂事件（平成6年12月2日発生）
- VXを使用した殺人事件（平成6年12月12日発生）
- VXを使用した殺人未遂事件（平成7年1月4日発生）
- 公証人役場事務長逮捕監禁致死事件（平成7年2月28日～3月1日発生）

##### 《定義》

- 障害：負傷又は疾病について現に治療を行っているか否かを問わず、その症

状が固定したときにおける身体上の障害をいう（法第2条第2項）。

- 傷病:負傷又は疾病にかかる身体の被害(死亡又は障害をもたらすこととなったものを除く。)であって、その通院加療の期間が1日以上であったものをいう(法第2条第3項)。

### 3 給付金の額について

被害の類型に応じて、次の額が支給されます（法第5条第1項）。

① 死亡	2,000万円
② 障害 ※ 別添障害等級表参照	
イ 介護を要する障害（第1・2級）	3,000万円
ロ 重度の障害（第1～3級で、イ以外のもの）	2,000万円
ハ その他の障害（第4～14級）	500万円
③ 傷病（死亡・障害をもたらすものを除く。）	
イ 重傷病（通院加療1月以上の傷病）	100万円
ロ 重傷病以外の傷病（通院加療1日以上1月未満の傷病）	10万円

### 4 給付金支給裁定の申請

給付金の支給を受けようとする方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行う必要があります。受付は、各都道府県警察の本部又は警察署で行います（法第6条第1項）。

#### 〈申請の方法〉

申請書に次の書類を添付した上で、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出します。なお、都道府県公安委員会の判断により、これらの書類の全部又は一部を添える必要がない場合があります。

必要となる添付書類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
亡くなられた方の死亡診断書、死体検案書その他当該死亡した方の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類	○			○	○
申請者の氏名、生年月日、本籍及び死亡した方との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書	○			○	○
負傷又は疾病の症状が固定したときにおける身体上の障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類		○		○	
負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類			○		○

(1) 亡くなられた方のご遺族

- (2) 障害が残った方
  - (3) 傷病を負った方
  - (4) (2)の方が
  - (5) (3)の方が
- } 対象犯罪行為以外の原因で亡くなられた場合のご遺族

## 5 申請期間

申請は、平成20年12月18日（木）から2年間に限り、することができます。ただし、やむを得ない理由により、この期間内に申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から6月以内に申請することができます（法第6条第2項及び第3項）。

## 6 申請者の負担軽減

地下鉄サリン事件等の対象犯罪行為から十数年が経過した現在、被害者等が給付金の裁定に必要な資料を保有していないことが予想されるため、公務所や破産管財人が保有する被害者に関する資料を裁定の資料として用いることにより、被害者等の申請に係る負担を軽減することとされております（法第8条第4項）。

これを踏まえ、国家公安委員会は、他の公務所及び破産管財人から提出を受けた

- オウム真理教に対する破産申立事件において、破産管財人により、生命又は身体を害されたことによる損害賠償請求権を届出債権として有すると認められた被害者等

- 対象犯罪行為に係る刑事事件の訴訟に関する書類に記載されている被害者

- 対象犯罪行為を原因として公的給付（労働者災害補償保険、公務災害補償、健康保険及び国民年金）を受給した被害者等

に係る記録を資料（以下「法第9条の資料」という。）として整理した上で、都道府県公安委員会に提供することとし（法第9条）、これにより被害事実の全部又は一部が認定できる場合は、第2-4【申請の方法】後段記載のとおり、添付書類の全部又は一部を省略することとします。

## 7 裁定のための調査等

法第9条の資料のみでは被害事実のすべてを認定することができない場合、都道府県公安委員会は、必要に応じて、法第8条により、次のとおり必要な調査等を実施することといたします。

### (1) 医師の診断を受けること等の求め

都道府県公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせることができるとされています（法第8条第1項）。

### (2) 公私の団体に対する照会

都道府県公安委員会は、裁定を行うために必要があると認めるときは、犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体（医療機関を含む。）に照会して必要な事項の報告を求めることができるとされています（同条第2項）。

### 第3 医療機関への協力依頼

#### 1 被害者等に対する制度のお知らせ

各医療機関において、第2-2の対象犯罪行為による被害者等が治療等のために来院した場合には、これらの方に対して本給付金の制度につき積極的にお知らせしていただきますようお願い申し上げます。

#### 2 診断書の作成

第2-7-(1)のとおり、都道府県公安委員会から申請者に対して対象犯罪行為により残った障害の状態等につき医師の診断を受けるよう求める場合があります。

当該申請者に際して診断を行った場合、当該診断書には、

- ① 上記の犯罪行為により生じた負傷又は疾病の症状が固定したこと
- ② 当該固定した日
- ③ 負傷又は疾病の症状が固定したときにおける身体上の障害の部位及び状態  
(介護を要する身体上の障害である場合にあつては、その必要の程度を含む。)

を明示的に記載していただきますようお願い申し上げます。これらの記載があるものであれば、診断書の様式は問いません。

なお、これらの事項のうち不明なものがある場合には、その旨記載願います。

#### 3 カルテの保存

各医療機関において地下鉄サリン事件及び松本サリン事件の被害者として把握している方のカルテを保存している場合には、可能であれば当該カルテを引き続き保存していただきますようお願い申し上げます。

#### 4 カルテの記載事項に関する照会等への対応

第2-7-(2)のとおり、被害者に係る被害事実の調査として、都道府県公安委員会から医療機関に対してカルテの記載事項に関する照会を行う場合があります。

また、申請者本人が自主的に、医療機関に対してカルテの開示を請求することもあると考えられます。

これらの場合、被害者等の早期の救済に資するため、迅速に回答又は開示いただきますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## 障害等級表

障害等級	身体上の障害
第一級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 両眼が失明したもの</li> <li>二 咀嚼<sup>そしゃく</sup>及び言語の機能を廃したもの</li> <li>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの</li> <li>六 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの</li> <li>八 両下肢の用を全廃したもの</li> </ul>
第二級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの</li> <li>二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの</li> <li>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>五 両上肢を手関節以上で失つたもの</li> <li>六 両下肢を足関節以上で失つたもの</li> </ul>
第三級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの</li> <li>二 咀嚼<sup>そしゃく</sup>又は言語の機能を廃したもの</li> <li>三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>五 両手の手指の全部を失つたもの</li> </ul>
第四級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの</li> <li>二 咀嚼<sup>そしゃく</sup>及び言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>三 両耳の聴力を全く失つたもの</li> <li>四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの</li> <li>五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの</li> <li>六 両手の手指の全部の用を廃したもの</li> <li>七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの</li> </ul>
第五級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの</li> <li>二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>四 一上肢を手関節以上で失つたもの</li> <li>五 一下肢を足関節以上で失つたもの</li> <li>六 一上肢の用を全廃したもの</li> <li>七 一下肢の用を全廃したもの</li> <li>八 両足の足指の全部を失つたもの</li> </ul>

第六級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの</li> <li>二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</li> <li>四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>五 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</li> <li>六 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</li> <li>七 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</li> <li>八 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの</li> </ul>
第七級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの</li> <li>二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>三 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>四 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>六 一手の母指を含み三の手指を失つたもの又は母指以外の四の手指を失つたもの</li> <li>七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの</li> <li>八 一足をリスフラン関節以上で失つたもの</li> <li>九 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</li> <li>十 一下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</li> <li>十一 両足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>十二 女子の外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>十三 両側の睪丸を失つたもの</li> </ul>
第八級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの</li> <li>二 脊柱に運動障害を残すもの</li> <li>三 一手の母指を含み二の手指を失つたもの又は母指以外の三の手指を失つたもの</li> <li>四 一手の母指を含み三の手指の用を廃したもの又は母指以外の四の手指の用を廃したもの</li> <li>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</li> <li>六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</li> <li>七 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</li> <li>八 一上肢に偽関節を残すもの</li> <li>九 一下肢に偽関節を残すもの</li> <li>十 一足の足指の全部を失つたもの</li> </ul>
第九級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 両眼の視力が〇・六以下になつたもの</li> <li>二 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの</li> <li>三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>六 咀嚼<sup>そしゃく</sup>及び言語の機能に障害を残すもの</li> <li>七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</li> <li>九 一耳の聴力を全く失つたもの</li> <li>十 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>十二 一手の母指又は母指以外の二的手指を失つたもの</li> <li>十三 一手の母指を含み二的手指の用を廃したもの又は母指以外の三的手指の用を廃したもの</li> <li>十四 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの</li> <li>十五 一足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>十六 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ul>
<p>第十級</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの</li> <li>二 正面視で複視を残すもの</li> <li>三 咀嚼<sup>そしゃく</sup>又は言語の機能に障害を残すもの</li> <li>四 十四歯以上に対し歯科補綴<sup>てつ</sup>を加えたもの</li> <li>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</li> <li>六 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</li> <li>七 一手の母指又は母指以外の二的手指の用を廃したもの</li> <li>八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</li> <li>九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの</li> <li>十 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>十一 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ul>
<p>第十一級</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>四 十歯以上に対し歯科補綴<sup>てつ</sup>を加えたもの</li> <li>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</li> <li>六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>七 脊柱<sup>せき</sup>に変形を残すもの</li> <li>八 一手の示指、中指又は環指を失つたもの</li> <li>九 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</li> </ul>

	十 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第十二級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>三 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>四 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの</li> <li>五 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</li> <li>七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</li> <li>八 長管骨に変形を残すもの</li> <li>九 一手の小指を失ったもの</li> <li>十 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</li> <li>十一 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの</li> <li>十二 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの</li> <li>十三 局部に頑固な神経症状を残すもの</li> <li>十四 男子の外貌に著しい醜状を残すもの</li> <li>十五 女子の外貌に醜状を残すもの</li> </ul>
第十三級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの</li> <li>二 正面視以外で複視を残すもの</li> <li>三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>四 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</li> <li>五 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> <li>七 一手の小指の用を廃したもの</li> <li>八 一手の母指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</li> <li>十 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの</li> <li>十一 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</li> </ul>
第十四級	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</li> <li>二 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</li> <li>四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの</li> <li>八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの</li> <li>九 局部に神経症状を残すもの</li> <li>十 男子の外貌に醜状を残すもの</li> </ul>